

令和2年11月18日

建設緑政局関係議案資料 (その3)

議案第165号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

都市公園条例の一部改正（占用料改定）について

1 概要

公園に工作物等を継続して設置する場合、都市公園法第6条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可が必要となる。また、同法第18条の規定により都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定めるとされている。本市では、川崎市都市公園条例において占用の許可や占用料に関する事項を定め占用料を徴収しており、その占用料については主に公園緑地の維持管理事業に活用している。

(1) 改定の内容

算定基礎としている固定資産税評価額の変動等を踏まえ、占用料の単価を改定する。

(2) 占用料の算出方法

占用料の額は、道路占用料徴収条例と同様に一般的な土地利用における賃料相当額を徴収する考え方に基づき、公園価格に使用料率、占用面積をそれぞれ乗じた額に、必要に応じて修正率等を乗ずることなどにより算出している。

	定義	算出方法
公園価格	1㎡あたりの公園の価格	平成31年度固定資産税評価額を基に算出
使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	国（道路）と同様の数値を採用
修正率	上空又は地下の占用に対して加えられる減額率	国（道路）と同様の数値を採用
占用面積	公園を占用している面積	占用物件の垂直投影面積で算出
調整率	道路占用料との均衡を図るための調整率	道路占用料徴収条例による
修正係数	公園機能を阻害する程度により加えられる係数	対象となる占用物件ごとに設定

2 改定の理由

固定資産税評価額の変動及び国の道路占用料の改定を踏まえ、占用料の見直しを実施する。

(1) 固定資産税評価額の変動

平成27年度：全市平均 116,610円/㎡

平成31年度：全市平均 124,278円/㎡（約6.5%の上昇）

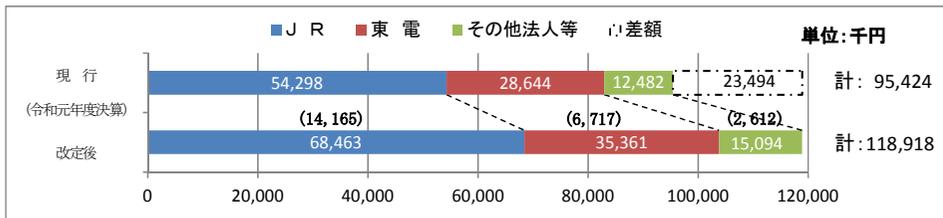
(2) 国の使用料率の変更（平均地）

従前（平成28年4月1日時点）：3.99% 改正後（令和2年4月1日時点）：4.64%

※公園占用では「商業地」及び「定率物件」はなし

3 改定による徴収見込額

公園占用については、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力株式会社が8割以上を占めており今回の改定により約2,300万円増の見込み。



4 他都市の状況（今年度改定を予定している都市）

神奈川県、札幌市、さいたま市、横浜市、相模原市、大阪市、堺市、福岡市

5 改定の主な内容

公園占用料額の改定

主な占用物件	単位	新	旧
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	1月1本につき	580円	470円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	500円	400円
変圧塔	1月1個につき	500円	400円
簡易型携帯電話システム無線基地局	1月1個につき	240円	190円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	720円	580円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	290円	230円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所	1月1個につき	500円	400円
標識	1月1本につき	380円	310円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	820円	660円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	190円	160円
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	1,250円	1,010円
地域の催しに関する情報を提供するための看板	1月1平方メートルにつき	300円	245円
地域の催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	1,400円	1,100円

6 附則

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

関係法令

—都市公園法—

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて 都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和32年 3 月29日 条例第 6 号</p> <p>改正</p> <p>昭和39年12月 19日 条例第41号 昭和39年12月 19日 条例第42号 昭和40年 3 月30日 条例第14号 昭和40年 6 月10日 条例第22号 昭和40年10月 5 日 条例第25号 昭和41年 3 月31日 条例第 1 号 昭和41年 6 月15日 条例第26号 昭和42年 3 月23日 条例第11号 昭和42年10月 4 日 条例第26号 昭和43年 6 月10日 条例第34号 昭和44年 3 月31日 条例第19号 昭和44年 6 月13日 条例第34号 昭和45年 6 月29日 条例第33号 昭和45年 6 月29日 条例第43号 昭和46年 8 月 1 日 条例第31号 昭和46年10月 2 日 条例第49号 昭和46年12月24日 条例第61号 昭和47年 6 月19日 条例第42号 昭和47年 6 月19日 条例第45号 昭和47年12月27日 条例第56号 昭和48年 7 月 3 日 条例第34号 昭和49年 6 月11日 条例第42号 昭和50年 5 月30日 条例第32号</p>	<p>○川崎市都市公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和32年 3 月29日 条例第 6 号</p> <p>改正</p> <p>昭和39年12月 19日 条例第41号 昭和39年12月 19日 条例第42号 昭和40年 3 月30日 条例第14号 昭和40年 6 月10日 条例第22号 昭和40年10月 5 日 条例第25号 昭和41年 3 月31日 条例第 1 号 昭和41年 6 月15日 条例第26号 昭和42年 3 月23日 条例第11号 昭和42年10月 4 日 条例第26号 昭和43年 6 月10日 条例第34号 昭和44年 3 月31日 条例第19号 昭和44年 6 月13日 条例第34号 昭和45年 6 月29日 条例第33号 昭和45年 6 月29日 条例第43号 昭和46年 8 月 1 日 条例第31号 昭和46年10月 2 日 条例第49号 昭和46年12月24日 条例第61号 昭和47年 6 月19日 条例第42号 昭和47年 6 月19日 条例第45号 昭和47年12月27日 条例第56号 昭和48年 7 月 3 日 条例第34号 昭和49年 6 月11日 条例第42号 昭和50年 5 月30日 条例第32号</p>

改正後	改正前
昭和51年3月31日条例第11号	昭和51年3月31日条例第11号
昭和51年6月11日条例第32号	昭和51年6月11日条例第32号
昭和51年10月4日条例第45号	昭和51年10月4日条例第45号
昭和51年12月27日条例第61号	昭和51年12月27日条例第61号
昭和52年3月31日条例第4号	昭和52年3月31日条例第4号
昭和53年3月30日条例第6号	昭和53年3月30日条例第6号
昭和55年10月9日条例第36号	昭和55年10月9日条例第36号
昭和56年3月31日条例第11号	昭和56年3月31日条例第11号
昭和57年6月21日条例第43号	昭和57年6月21日条例第43号
昭和58年3月18日条例第3号	昭和58年3月18日条例第3号
昭和60年3月30日条例第4号	昭和60年3月30日条例第4号
昭和63年3月29日条例第9号	昭和63年3月29日条例第9号
昭和63年12月22日条例第48号	昭和63年12月22日条例第48号
平成5年3月26日条例第7号	平成5年3月26日条例第7号
平成7年6月29日条例第22号	平成7年6月29日条例第22号
平成8年12月24日条例第39号	平成8年12月24日条例第39号
平成12年12月21日条例第64号	平成12年12月21日条例第64号
平成15年7月4日条例第24号	平成15年7月4日条例第24号
平成15年12月25日条例第49号	平成15年12月25日条例第49号
平成16年10月14日条例第40号	平成16年10月14日条例第40号
平成17年7月1日条例第41号	平成17年7月1日条例第41号
平成20年6月24日条例第27号	平成20年6月24日条例第27号
平成20年12月18日条例第46号	平成20年12月18日条例第46号
平成21年6月29日条例第25号	平成21年6月29日条例第25号
平成23年2月18日条例第1号	平成23年2月18日条例第1号
平成24年3月19日条例第21号	平成24年3月19日条例第21号
平成24年12月14日条例第93号	平成24年12月14日条例第93号
平成25年6月26日条例第29号	平成25年6月26日条例第29号

改正後	改正前
<p>平成25年12月24日条例第65号 平成26年 3月27日条例第12号 平成26年 6月23日条例第31号 平成26年12月18日条例第58号 平成27年 7月 7日条例第61号 平成28年12月19日条例第94号 平成29年 6月28日条例第33号 平成29年12月15日条例第50号 平成30年 3月20日条例第22号 平成30年12月18日条例第83号 平成31年 3月18日条例第13号 令和 2年 3月23日条例第20号 <u>令和 2年12月 日条例第 号</u></p>	<p>平成25年12月24日条例第65号 平成26年 3月27日条例第12号 平成26年 6月23日条例第31号 平成26年12月18日条例第58号 平成27年 7月 7日条例第61号 平成28年12月19日条例第94号 平成29年 6月28日条例第33号 平成29年12月15日条例第50号 平成30年 3月20日条例第22号 平成30年12月18日条例第83号 平成31年 3月18日条例第13号 令和 2年 3月23日条例第20号</p>
<p>川崎市都市公園条例</p>	<p>川崎市都市公園条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>	<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>
<p>第2章 都市公園の設置</p>	<p>第2章 都市公園の設置</p>
<p>第1節 都市公園の設置に関する基準（第2条の2～第2条の4）</p>	<p>第1節 都市公園の設置に関する基準（第2条の2～第2条の4）</p>
<p>第2節 移動等円滑化のために必要な基準等（第2条の5～第2条の16）</p>	<p>第2節 移動等円滑化のために必要な基準等（第2条の5～第2条の16）</p>
<p>第3章 都市公園の管理（第3条～第18条の4）</p>	<p>第3章 都市公園の管理（第3条～第18条の4）</p>
<p>第4章 雑則（第19条～第28条）</p>	<p>第4章 雑則（第19条～第28条）</p>
<p>第5章 委任（第29条）</p>	<p>第5章 委任（第29条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(占用料)</p>	<p>(占用料)</p>
<p>第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において</p>	<p>第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において</p>

改正後			改正前		
て規則で定める占用料を徴収する。			て規則で定める占用料を徴収する。		
占用料			占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	580円	電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	470円
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	2円	電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	2円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	500円	鉄塔	1月1平方メートルにつき	400円
変圧塔	1月1個につき	500円	変圧塔	1月1個につき	400円
簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	240円	簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	190円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	720円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	580円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、 防火用貯水槽、下水道施設等で 地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	290円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場、 防火用貯水槽、下水道施設等で 地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	230円
郵便差出箱、信書便差出箱及び 公衆電話所	1月1個につき	500円	郵便差出箱、信書便差出箱及び 公衆電話所	1月1個につき	400円
標識	1月1本につき	400円	標識	1月1本につき	310円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で 高架のもの	1月1平方メートルにつき	820円	橋並びに道路、鉄道及び軌道で 高架のもの	1月1平方メートルにつき	660円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	190円	天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	160円
工事用施設及び工事用材料置 場	1月1平方メートルにつき	1,250円	工事用施設及び工事用材料置 場	1月1平方メートルにつき	1,010円
競技会、展示 会その他これ の他これらに類	1枚の表示面積1日1 平方メートルにつき	3,400円	競技会、展示 会その他これ の他これらに類	1枚の表示面積1日1 平方メートルにつき	3,400円

改正後				改正前			
らに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	するもの 広告塔、アーチ その他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円	らに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	するもの 広告塔、アーチ その他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	300円	地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	245円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,400円	地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,100円
保育所その他の社会福祉施設 (政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。)		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	保育所その他の社会福祉施設 (政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。)		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
その他の占用物件		前各項類似の項目に準じて市長が定める。		その他の占用物件		前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

改正後	改正前
<p>2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。</p>	<p>2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。</p>
<p>4 第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p>	<p>3 第1項の占用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。</p>
<p>(関係条例の廃止)</p>	<p>(関係条例の廃止)</p>
<p>2 川崎市公園使用条例（昭和15年川崎市条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。</p>	<p>2 川崎市公園使用条例（昭和15年川崎市条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>3 この条例施行の際、現に設置されている都市公園は、この条例によって、設置されたものとみなす。</p>	<p>3 この条例施行の際、現に設置されている都市公園は、この条例によって、設置されたものとみなす。</p>
<p>4 この条例施行の際、現に旧条例によって有料施設の使用の許可を受けている者は、この条例によって使用の許可を受けたものとみなす。</p>	<p>4 この条例施行の際、現に旧条例によって有料施設の使用の許可を受けている者は、この条例によって使用の許可を受けたものとみなす。</p>
<p>5 この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例の規定によって施行日以後の使用料又は占用料を徴収している場合は、当該使用料又は占用料は、この条例の規定によって徴収したものとみなす。</p>	<p>5 この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例の規定によって施行日以後の使用料又は占用料を徴収している場合は、当該使用料又は占用料は、この条例の規定によって徴収したものとみなす。</p>
<p>附 則（昭和39年12月19日条例第41号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月1日から適用する。</p>	<p>附 則（昭和39年12月19日条例第41号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月1日から適用する。</p>
<p>附 則（昭和39年12月19日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月11日から適用する。</p>	<p>附 則（昭和39年12月19日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月11日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（昭和40年3月30日条例第14号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和40年3月30日条例第14号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和40年6月10日条例第22号） この条例は、昭和40年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和40年6月10日条例第22号） この条例は、昭和40年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和40年10月5日条例第25号） この条例の施行期日は、市長が別に定める。（昭和40年10月5日規則第58号で昭和40年10月6日から施行）</p>	<p>附 則（昭和40年10月5日条例第25号） この条例の施行期日は、市長が別に定める。（昭和40年10月5日規則第58号で昭和40年10月6日から施行）</p>
<p>附 則（昭和41年3月31日条例第1号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年3月1日から適用する。</p>	<p>附 則（昭和41年3月31日条例第1号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年3月1日から適用する。</p>
<p>附 則（昭和41年6月15日条例第26号） この条例は、昭和41年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和41年6月15日条例第26号） この条例は、昭和41年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和42年3月23日条例第11号） この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和42年3月23日条例第11号） この条例は、昭和42年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和42年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。ただし、改正規定中入江崎公園及び鷹取公園に係る改正部分の施行期日は、市長が定める。（入江崎公園及び鷹取公園については、昭和42年10月4日規則第59号で昭和42年10月4日から施行）</p>	<p>附 則（昭和42年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。ただし、改正規定中入江崎公園及び鷹取公園に係る改正部分の施行期日は、市長が定める。（入江崎公園及び鷹取公園については、昭和42年10月4日規則第59号で昭和42年10月4日から施行）</p>
<p>附 則（昭和43年6月10日条例第34号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和43年6月28日規則第63号で昭和43年7月10日から施行）</p>	<p>附 則（昭和43年6月10日条例第34号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和43年6月28日規則第63号で昭和43年7月10日から施行）</p>
<p>附 則（昭和44年3月31日条例第19号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和44年4月17日規則第40号で昭和44年5月1日から施行）</p>	<p>附 則（昭和44年3月31日条例第19号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和44年4月17日規則第40号で昭和44年5月1日から施行）</p>
<p>附 則（昭和44年6月13日条例第34号） この条例は、昭和44年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和44年6月13日条例第34号） この条例は、昭和44年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和45年6月29日条例第33号） この条例は、昭和45年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則（昭和45年6月29日条例第33号） この条例は、昭和45年7月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（昭和45年6月29日条例第43号） この条例は、昭和45年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和46年8月1日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和46年10月2日条例第49号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和46年10月15日規則第68号で昭和46年10月15日から施行）</p> <p>附 則（昭和46年12月24日条例第61号） この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年6月19日条例第42号） この条例は、川崎都市計画事業復興土地区画整理事業第2工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年6月19日条例第45号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年12月27日条例第56号） この条例は、川崎都市計画事業復興土地区画整理事業第5工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年7月3日条例第34号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年6月11日条例第42号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和50年5月30日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和51年3月31日条例第11号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、鷺沼第2公園に係る改正部分は、土橋土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和51年6月11日条例第32号）</p>	<p>附 則（昭和45年6月29日条例第43号） この条例は、昭和45年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和46年8月1日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和46年10月2日条例第49号） この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和46年10月15日規則第68号で昭和46年10月15日から施行）</p> <p>附 則（昭和46年12月24日条例第61号） この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年6月19日条例第42号） この条例は、川崎都市計画事業復興土地区画整理事業第2工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年6月19日条例第45号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和47年12月27日条例第56号） この条例は、川崎都市計画事業復興土地区画整理事業第5工区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年7月3日条例第34号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年6月11日条例第42号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和50年5月30日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和51年3月31日条例第11号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、鷺沼第2公園に係る改正部分は、土橋土地区画整理事業地区の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和51年6月11日条例第32号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和51年9月14日規則第79号で昭和51年9月15日から施行）</p> <p>附 則（昭和51年10月4日条例第45号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和52年1月24日規則第6号で昭和52年1月25日から施行）</p> <p>附 則（昭和51年12月27日条例第61号）</p> <p>この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、南生田土地区画整理事業地区の換地処分公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和52年3月31日条例第4号）</p> <p>この条例は、昭和52年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和53年3月30日条例第6号）</p> <p>この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和55年10月9日条例第36号）</p> <p>この条例は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和56年3月31日条例第11号）</p> <p>この条例は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和57年6月21日条例第43号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、陸上競技場照明施設に係る改正規定は、市長が定める日から施行する。（昭和57年9月30日規則第105号で陸上競技場照明施設に係る改正部分は、昭和57年10月1日から施行）</p> <p>附 則（昭和58年3月18日条例第3号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和58年5月31日規則第52号で昭和58年6月5日から施行）</p> <p>附 則（昭和60年3月30日条例第4号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和51年9月14日規則第79号で昭和51年9月15日から施行）</p> <p>附 則（昭和51年10月4日条例第45号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和52年1月24日規則第6号で昭和52年1月25日から施行）</p> <p>附 則（昭和51年12月27日条例第61号）</p> <p>この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、南生田土地区画整理事業地区の換地処分公告があった日の翌日から施行する。</p> <p>附 則（昭和52年3月31日条例第4号）</p> <p>この条例は、昭和52年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和53年3月30日条例第6号）</p> <p>この条例は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和55年10月9日条例第36号）</p> <p>この条例は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和56年3月31日条例第11号）</p> <p>この条例は、昭和56年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和57年6月21日条例第43号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、陸上競技場照明施設に係る改正規定は、市長が定める日から施行する。（昭和57年9月30日規則第105号で陸上競技場照明施設に係る改正部分は、昭和57年10月1日から施行）</p> <p>附 則（昭和58年3月18日条例第3号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和58年5月31日規則第52号で昭和58年6月5日から施行）</p> <p>附 則（昭和60年3月30日条例第4号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>

改正後	改正前
<p>2 この条例施行の際、現に占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和63年3月29日条例第9号） （施行期日）</p>	<p>2 この条例施行の際、現に占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和63年3月29日条例第9号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和63年12月22日条例第48号） （施行期日）</p>	<p>2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（昭和63年12月22日条例第48号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例施行の際、現に占用許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該占用許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成5年3月26日条例第7号） （施行期日）</p>	<p>2 この条例施行の際、現に占用許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該占用許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成5年3月26日条例第7号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成7年6月29日条例第22号） （施行期日）</p>	<p>2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成7年6月29日条例第22号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前</p>	<p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前</p>

改正後	改正前
<p>の例による。</p> <p>附 則（平成8年12月24日条例第39号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該占用の許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成12年12月21日条例第64号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年7月4日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年10月14日条例第40号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成16年12月16日規則第103号で平成16年12月17日から施行）</p> <p>附 則（平成17年7月1日条例第41号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2章中第18条の次に3条を加える改正規定（第18条の2第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の条例第21条の</p>	<p>の例による。</p> <p>附 則（平成8年12月24日条例第39号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該占用の許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成12年12月21日条例第64号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年7月4日条例第24号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年10月14日条例第40号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成16年12月16日規則第103号で平成16年12月17日から施行）</p> <p>附 則（平成17年7月1日条例第41号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2章中第18条の次に3条を加える改正規定（第18条の2第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の条例第21条の</p>

改正後	改正前
<p>2の規定により管理を委託している都市公園又はその一部の区域の管理については、平成18年9月1日（同日前に当該都市公園又はその一部の区域の管理を行わせるものとして改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定した場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>2の規定により管理を委託している都市公園又はその一部の区域の管理については、平成18年9月1日（同日前に当該都市公園又はその一部の区域の管理を行わせるものとして改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定した場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>3 指定管理者が管理を行う都市公園又はその一部の区域においては、当該指定管理者が当該都市公園又はその一部の区域の管理を開始する際現に効力を有する市長の行った使用の承認は、当該指定管理者の行った利用の承認とみなす。</p>	<p>3 指定管理者が管理を行う都市公園又はその一部の区域においては、当該指定管理者が当該都市公園又はその一部の区域の管理を開始する際現に効力を有する市長の行った使用の承認は、当該指定管理者の行った利用の承認とみなす。</p>
<p>附 則（平成20年6月24日条例第27号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定中西菅公園の項を削る部分は、川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第33号）の施行の日から施行する。（平成22年10月29日規則第81号で平成22年12月1日から施行）</p>	<p>附 則（平成20年6月24日条例第27号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定中西菅公園の項を削る部分は、川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第33号）の施行の日から施行する。（平成22年10月29日規則第81号で平成22年12月1日から施行）</p>
<p>附 則（平成20年12月18日条例第46号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成20年12月18日条例第46号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成21年6月29日条例第25号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成21年6月29日条例第25号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例（以下「旧広場条例」という。）第3条の規定によりなされた許可又は当該許可に係る手続は、</p>	<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例（以下「旧広場条例」という。）第3条の規定によりなされた許可又は当該許可に係る手続は、</p>

改正後	改正前
<p>第1条の規定による改正後の川崎市都市公園条例（以下「新都市公園条例」という。）第7条第1項の規定によりなされた承認又は当該承認に係る申請とみなす。</p> <p>3 施行日前に旧広場条例第4条第1項の規定により納付された使用料は、新都市公園条例第8条第1項の規定により徴収した使用料とみなす。</p> <p>附 則（平成23年2月18日条例第1号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月19日条例第21号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月14日条例第93号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年6月26日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月24日条例第65号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成26年3月27日条例第12号） この条例は、平成26年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年6月23日条例第31号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成27年2月27日規則第5号で平成27年4月1日から施行） （経過措置）</p>	<p>第1条の規定による改正後の川崎市都市公園条例（以下「新都市公園条例」という。）第7条第1項の規定によりなされた承認又は当該承認に係る申請とみなす。</p> <p>3 施行日前に旧広場条例第4条第1項の規定により納付された使用料は、新都市公園条例第8条第1項の規定により徴収した使用料とみなす。</p> <p>附 則（平成23年2月18日条例第1号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月19日条例第21号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月14日条例第93号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年6月26日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月24日条例第65号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成26年3月27日条例第12号） この条例は、平成26年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年6月23日条例第31号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成27年2月27日規則第5号で平成27年4月1日から施行） （経過措置）</p>

改正後	改正前
<p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成26年12月18日条例第58号） （施行期日）</p>	<p>2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成26年12月18日条例第58号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成27年3月12日規則第8号で平成27年3月13日から施行） （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成27年3月12日規則第8号で平成27年3月13日から施行） （経過措置）</p>
<p>2 改正後の条例第8条第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成27年7月7日条例第61号） この条例は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年12月19日条例第94号） （施行期日）</p>	<p>2 改正後の条例第8条第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成27年7月7日条例第61号） この条例は、平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年12月19日条例第94号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項の表の改正規定は、同年3月12日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項の表の改正規定は、同年3月12日から施行する。 （経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年6月28日条例第33号） この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年12月15日条例第50号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月20日条例第22号）</p>	<p>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年6月28日条例第33号） この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年12月15日条例第50号） この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月20日条例第22号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年12月18日条例第83号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月18日条例第13号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年3月23日条例第20号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。（令和2年7月31日規則第65号で令和2年10月1日から施行）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあつては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年12月18日条例第83号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月18日条例第13号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後のゴルフ場の利用に係る料金について適用し、同日前のゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年3月23日条例第20号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。（令和2年7月31日規則第65号で令和2年10月1日から施行）</p>